

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成17年12月27日選挙管理委員会告示第50号）

○福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙公報発行に関する規程
平成17年12月27日選挙管理委員会告示第50号

改正

平成24年2月3日選管告示第50号

福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙公報発行に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙公報発行に関する条例（平成17年福知山市条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の申請）

第2条 候補者が、条例第3条の規定による申請をしようとするときは、福知山市議会議員・市長選挙公報掲載申請書（別記様式第1号）に正副2通の掲載文及び候補者の写真2葉を添えて選挙期日の告示のあった日に、福知山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の写真は、無帽（マスクその他これに類するものを着用しないことを含む。）、正面、上半身、無背景、白黒の手札型とする。

（掲載文の原稿用紙）

第3条 掲載文は、委員会が交付する福知山市議会議員・市長選挙公報掲載文原稿用紙（別記様式第2号。以下「原稿用紙」という。）によって作成しなければならない。

（掲載文の記載方法）

第4条 掲載文は、前条の原稿用紙の記載欄に黒色の色素により記載しなければならない。

2 原稿用紙の氏名欄には、候補者届出書に記載された候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定の適用を受けた場合にあっては、当該通称）を縦書きで記載しなければならない。この場合において、党派、年齢等についても記載することができる。

3 掲載文は、通常使用する漢字、かたかな、ひらがな、数字、アルファベットその他の文字、符号、記号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載するものとし、写真は使用することができない。

4 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、当該候補者が原稿用紙に記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

（掲載文の撤回及び修正）

第5条 候補者が既に提出した掲載文（写真を含む。）を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは修正した掲載文（写真を含む。）2通を添えて、その旨を、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書（別記様式第3号）により委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、条例第3条に規定する申請期日経過後は、これをすることができない。

（掲載順序のくじ）

第6条 条例第4条第2項の規定による掲載の順序を定めるくじは、委員会があらかじめ告示する日時及び場所において行う。

2 前項に規定するくじに立ち会おうとする候補者又はその代理人は、前項の規定により告示されたくじの開始時刻までに、委員会にその旨を申出なければならない。

3 前項の申出がないとき、又は申出があっても、くじの開始時刻までに出席しないときは、委員会の委員長は、事務局の職員をその者に代わって立ち合わせるものとする。

(印刷の方法及び体裁等)

第7条 選挙公報の規格及び様式等は、委員会が選挙の都度別に定める。

2 選挙公報は、黒色をもって写真製版により印刷する。

3 第4条に規定する記載方法に違反して記載した部分については、選挙公報に掲載しない。

4 前項の規定により選挙公報に掲載しない場合は、その旨を当該候補者に通知しないものとする。

5 候補者は、選挙公報の体裁その他について指定することができない。

(選挙公報の余白利用)

第8条 選挙公報の余白は、選挙事項の周知及び棄権防止等のために使用することができる。

(選挙公報発行の中止)

第9条 掲載文の掲載申請をした後において、候補者が死亡し、又は辞退した場合（候補者であることを辞したとみなされる場合を含む。）は、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、既に掲載の手續に着手した後においては、その者に係る選挙公報発行手續は中止しないことがある。

3 第1項の規定による掲載文の掲載を中止した場合において、委員会は、掲載順位が次順位以下の者を1順位ずつ繰り上げて掲載することができる。

4 掲載文の申請をした候補者が辞退、死亡その他の事由によりすべてなくなったときは、選挙公報の発行を中止する。

(掲載文の返還)

第10条 申請のあった掲載文（写真を含む。）は、申請期限後はいかなる場合においても返還しない。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

前 文（抄）（平成24年2月3日選管告示第50号）

平成24年2月3日から施行する。